

ホーム運営事業者様向けオンラインセミナー

外付け型ホーム運営事業者における現状と課題
～ 次期介護報酬改定にむけた対応 ～

別紙

行政への数値報告に関する情報整理

2025年5月28日



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

0. 本資料の位置づけ

2024年度の介護保険法改正、介護保険施行規則改正をふまえ、介護事業所が行政に報告する経営数値報告が新設されました。

これを機に、従前から求められている「介護事業経営概況調査」「介護事業経営実態調査」に加えて、新設された「介護サービス情報公表制度(財務諸表)」「介護サービス事業者経営情報」について、その位置づけや実施要領を整理しました。

ホーム運営事業者の皆様におかれましては、新設された2点については、より詳しい内容を記載しておりますので、いま一度内容をご確認いただき、適正な行政への報告をお願いいたします。

ご不明な点等ありましたら、所属する業界団体にお問い合わせいただきますようお願いいたします。



公益社団法人全国有料老人ホーム協会事務局 (有料老人ホーム全般)
E-Mail : info@yurokyo.or.jp 03-5207-2761



一般社団法人全国介護付きホーム協会事務局 (介護付き)
E-Mail : info@kaigotsuki-home.or.jp 03-6812-7110



高齢者住宅協会サ高住運営事業者部会事務局 (サ高住)
E-Mail : sakoujyubukai@shpo.or.jp 03-6689-7917

1. 各種調査（A～D）のスケジュール

			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
既設	A	介護事業経営概況調査	5月 ・2020年度決算及び2021年度決算分			5月実施予定？ ・2023年度決算及び2024年度決算分	
	B	介護事業経営実態調査		5月 ・2022年度決算分			5月実施予定？ ・2025年度決算分
新設	C	介護サービス情報公表制度（財務諸表）			・毎年、都道府県等が、提出期限を決定。 ・直近年度（法人で規定した会計年度の時期で昨年度）分を報告。		
	D	介護サービス事業者経営情報			・2024年3月31日～12月31日までに会計年度が終了する場合は2025年3月末に報告。 ・上記以外は、毎会計年度終了後3か月以内	毎会計年度終了後3か月以内に報告。 （例） ・3月終了 → 6月末報告 ・6月終了 → 9月末報告 ・9月終了 → 12月末報告 ・12月終了 → 翌年3月末報告	

2.【既設】 A 介護事業経営概況調査、 B 介護事業経営実態調査について

	A 介護事業経営 概況調査	B 介護事業経営 実態調査
調査の目的	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に 必要な基礎資料を得る。	
調査の相違点	全国的な経営傾向の把握として 経営状況の概要を調査	介護報酬改定の根拠資料として 収支や運営状況を詳しく調査
調査項目	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入の状況等について、集計結果を公表しています。 ※調査年度により異なる。	
調査対象	全ての介護保険サービス(介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所) ※調査年度により異なる。	
抽出方法	層化無作為抽出法により抽出	
抽出率	調査対象サービスごとに、1/1～1/25で 設定 ※調査年度により異なる。	調査対象サービスごとに、1/1～1/20で 設定 ※調査年度により異なる。
調査時期	改定後2年目の5月 (前回調査:令和4年5月)	改定後3年目の5月 (今回調査:令和5年5月)
調査対象期間	改定前後の2年分の収支状況	改定後2年目の1年分の収支状況
調査の方法	郵送＋電子調査	

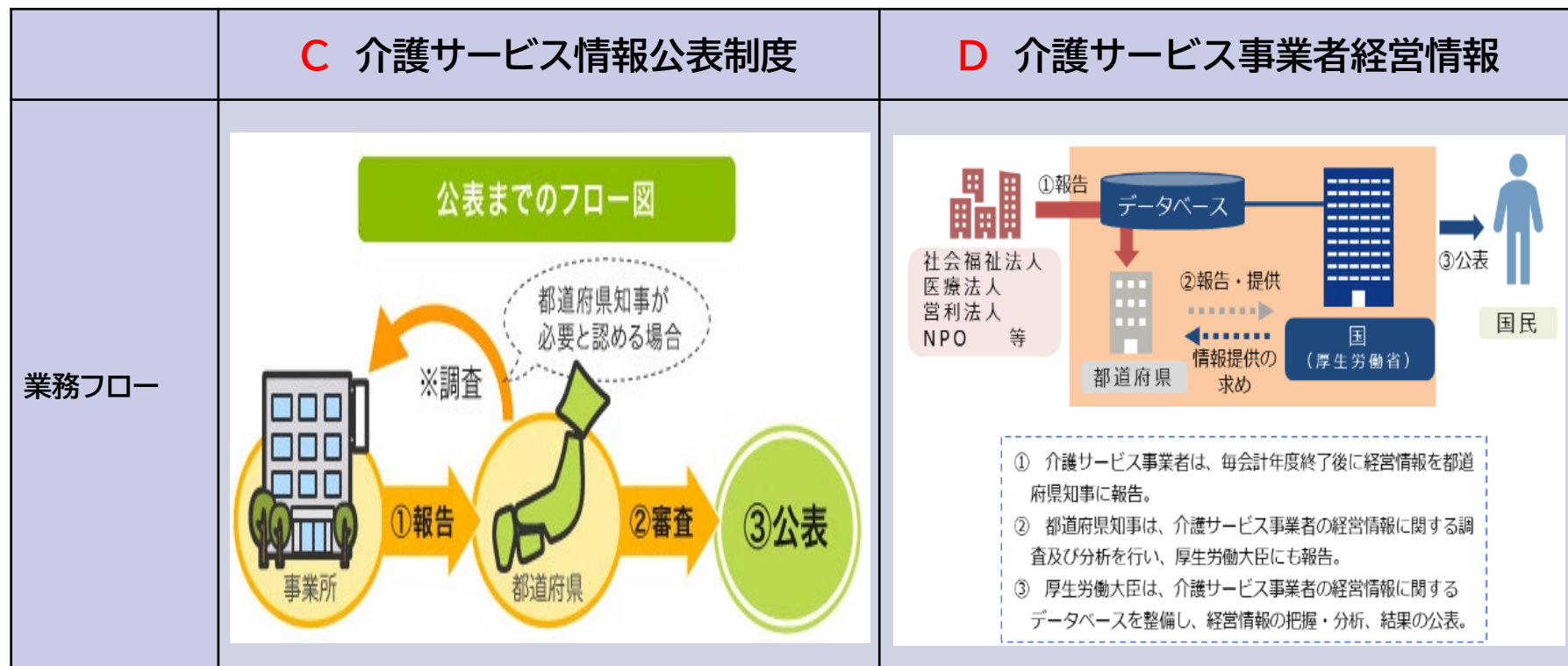
3. 【新設】 C 介護サービス情報公表制度、D 介護サービス事業者経営情報

		C 介護サービス 情報公表制度	D 介護サービス 事業者経営情報
だれ	実施主体	都道府県	
	対象者	原則、全ての介護サービス事業者 ※ ただし、「過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外	
なぜ	目的	サービス利用者向け情報の提供	3年に1度の介護事業経営実態調査を補完し、経営状況の把握と業界分析のための情報収集
	根拠法令等	介護保険法第115条の35～44、介護保険法施行規則第140条の43～62の2、別表第1及び別表第2	介護保険法第115条の44の2が新設された
	概要	「介護サービス情報の公表」制度は、要介護者が適切かつ円滑にサービスを利用できる環境整備を目指し、利用者の権利保護とサービス質向上のため、事業者介護サービス内容や運営状況の情報公開を義務付けている。	都道府県知事は、管轄内の介護サービス事業者の収益や費用などの経営情報を調査・分析し、その結果を公表するよう努めることが求められており、介護サービス事業者は、こうした経営情報を都道府県知事に報告する義務がある。
何を	報告情報	1. 必須項目：事業所又は施設 (1)基本情報・運営情報 (2)事業所等の財務状況(財務諸表又は計算書類等)※財務諸表(事業活動計算書(損益計算書)、貸借対照表(バランスシート)、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))は、会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類でも可 ※法人単位での公表可 2. 任意項目 (1)介護サービスの質(要介護改善状況等) (2)従業者に関する情報(一人当たり賃金等)	1. 必須項目：事業所又は施設 (1)名称、所在地その他の基本情報 (2)収益及び費用 (3)職員の職種別人員数 (4)その他必要な情報(複数の介護サービスの事業の有無等) 2. 任意項目 (1)職種別の給与(給料・賞与)等
	報告単位	原則、事業所・施設単位 事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告が可能	
いつ	報告期限	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なる) ※ 例 名古屋市:令和6年11月22日(金)まで	毎会計年度終了後、3か月以内 ※ 初年度は、令和7年1月6日(月)13時～令和7年3月末日まで
どこに	報告先	介護サービス情報報告システムに報告(既存システム)	G ビズシステム※に報告(新規システム) ※ 厚生労働省において運営するシステム(介護サービス事業者経営情報データベースシステム)

3. 【新設】 C 介護サービス情報公表制度、D 介護サービス事業者経営情報

		C 介護サービス 情報公表制度	D 介護サービス 事業者経営情報
どのよ うに	報告方法	財務状況がわかる書類PDFをアップロード	収益・費用等のデータと事業所情報のデータを、システム上に直接入力して登録、もしくは会計ソフトの出力ファイルをアップロード
	公表方法	事業者が都道府県に報告した内容がそのまま公表される	収益・費用、職員の職種別人員数等の情報がグルーピングされ、分析された統計結果が公表される
	制度のURL	https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html
入力の 注意点	報告にあたってのQ & A	1. 報告する情報に関するQ A ■ 問1 財務状況が分かる書類の報告において、会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合、損益計算書と貸借対照表の公表のみで良いか？ ⇒ 会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められていない場合、必ずしも報告いただく必要はありません。 (介護保険最新情報vol 1333) 2. 報告を行う単位に関するQ A ■ 問2 財務状況が分かる書類について、事業所単位で作成している書類と、法人単位でしか作成していない書類がある場合、混在して報告しても差し支えないか？ ⇒ 10月18日通知にあるとおり、財務状況が分かる書類の報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うこととしています。事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとしても差し支えなく、お尋ねの場合については、混在して報告しても差し支えありません。(介護保険最新情報vol 1333)	1. 報告の対象に関するQ A ■ 問3 「サービス付き高齢者向け住宅」は、報告対象か？ ⇒ 「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、「特定施設入居者生活介護」または「地域密着型特定施設入居者生活介護」とみなされるものは、「33A または 36A (有料老人ホーム)」として報告対象です。なお、「サービス付き高齢者向け住宅」、「有料老人ホーム」及び「特定施設入居者生活介護」それぞれの語が指し示す範囲については、以下資料を御参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000648154.pdf (介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A事務連絡令和6年8月20日) 2. 報告を行う単位に関するQ A ■ 問9 法人内のサービス種別ごとに報告を行うことは可能か？ ⇒ 事業所・施設ごとに会計区分を行っている場合は、事業所・施設ごとでの報告を行う。事業所・施設単位での報告が難しいものの、法人内のサービス種別ごとの報告が可能である場合、サービス種別ごとに報告する。 (介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A事務連絡令和6年8月20日) ■ 問4 事業所Aと事業所Bが同一拠点に属している場合の報告方法は？ ⇒ 原則として介護サービス事業所・施設単位で行うものだが、事業所・施設ごとの会計区分を行っておらず、拠点単位でのみ会計処理を行っている場合などのやむを得ない場合については、拠点単位で報告してよい。(Vol. 2事務連絡令和6年10月31日) ■ 法人単位で報告する場合の留意点は？ ⇒ システム上で事業所番号または事業所名を入力し「検索」ボタンをクリック、「検索結果一覧」に該当の事業所・サービス種類が表示されたら、全事業所を選択し確定。(その他Q & A)

3. 【新設】 C 介護サービス情報公表制度、D 介護サービス事業者経営情報

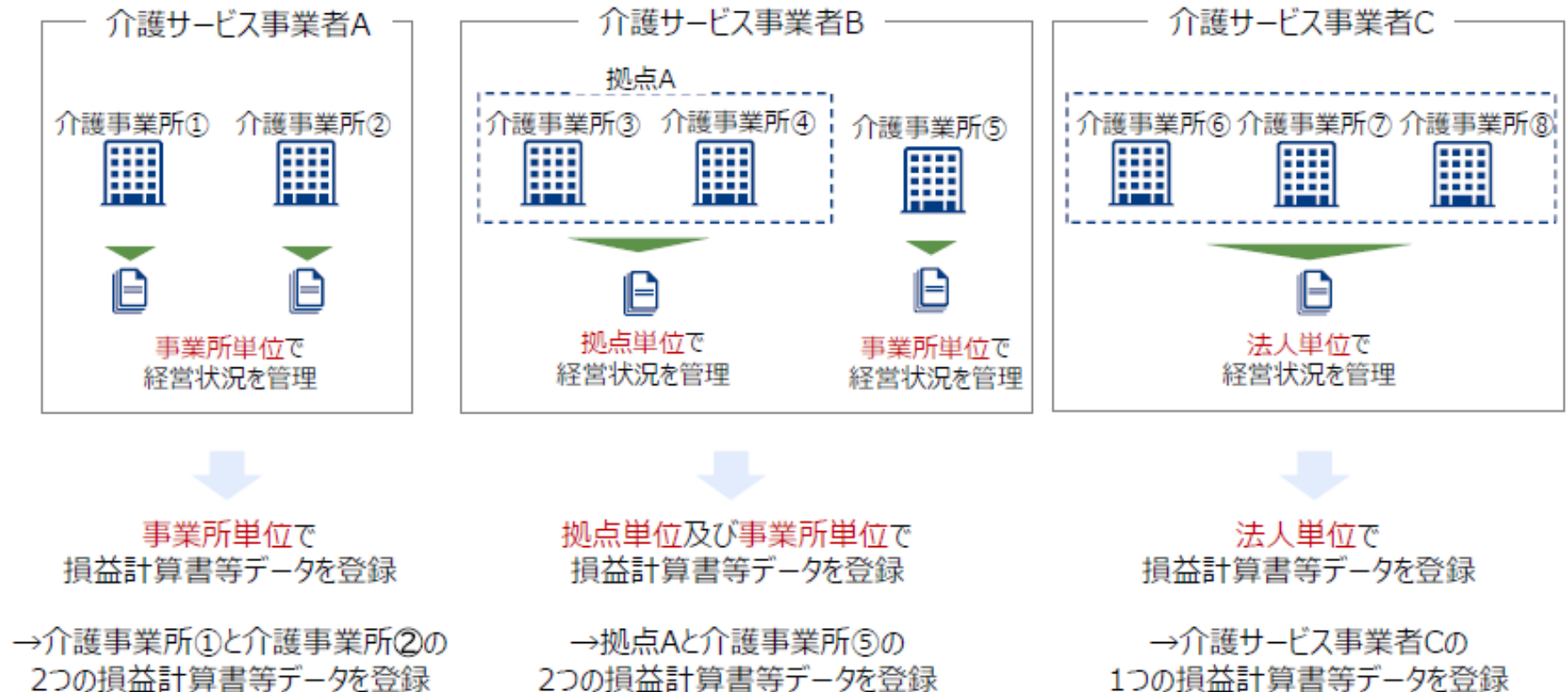


4. 「D 介護サービス事業者経営情報」の報告単位について

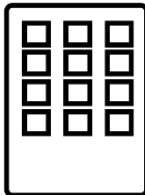
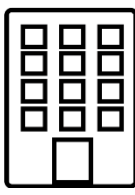
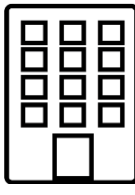
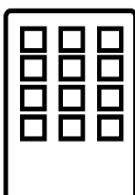
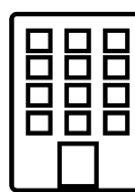
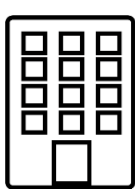
介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設(以下、「介護事業所」という。)単位で行うものとなっていますが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合は、法人単位で報告することが可能です。

なお、このシステムにおける介護事業所の単位は、事業所番号×サービス種類コードです。

厚生労働省(2025.1介護サービス事業者経営情報データベースシステムより抜粋)



4. 「D 介護サービス事業者経営情報」の報告単位について

	介護付きホーム・サ高住(特定施設)			住宅型ホーム・サ高住(非特定施設)					
									
	本部	Aホーム	Bホーム	本部	Cホーム+X事業所	Dホーム+Y事業所			
収入項目と 計上組織と の関係	収入		組織	A・Bホーム		C・Dホーム	X・Y事業所		
	介護保 険収益	特定施設介護報酬		○					
		居宅サービス介護報酬					○		
	保険外 収益	家賃、管理費、食費		○		○			
		おむつ代		○			○		
		日常生活品費		○		○			
支出項目と 計上組織と の関係	支出		組織	本部	A・B		本部	C・D	X・Y
	a) 給与費:職員、役員報酬、退職給与等			○	○		○	○	○
	b) 業務委託費:清掃、夜間警備、給食等の委託費			○	○		○	○	○
	c) 減価償却費:固定資産(建物や設備、車両等)の減価償却額			○	○		○	○	○
	d) 水道光熱費:利用者、事務用に用いる際の費用			○	○		○	○	○
	e) その他費用:材料費(ガーゼ等衛生材料、給食の食材等)、研修費、本部費(本社経費等)、営業費用(広告宣伝費等)、求人費用等			○	○		○	○	○

4. 「D 介護サービス事業者経営情報」の報告単位について

	介護付きホーム・サ高住(特定施設)	住宅型ホーム・サ高住(非特定施設)
収支差率算出の計算式	$\text{収支差率(\%)} = (\text{収入} - \text{支出}) / \text{収入} \times 100$	
収支差率を提出する際の注意点	1. 事業所単位に報告(A・B分のみを報告)する場合	1. 事業所単位に報告(X・Y分のみを報告)する場合
	事業所の支出を報告する際に、 ■本部経費(a～e)※における、事業所あたりの按分費用 (例)本部経費として計上している役員報酬や本部スタッフ人件費、他間接経費をAホーム、Bホームに法人で決めた割合で按分した費用を計上する。 なお、事業所単位の按分割合は法人ごとに異なる。	事業所の支出を報告する際に、 ■本部経費(a～e)※における、事業所あたりの按分費用 (例)本部経費として計上している役員報酬や本部スタッフ人件費、他間接経費をX事業所、Y事業所に法人で決めた割合で按分した費用を計上する。 ■C・Dホーム経費(a～e)※における、事業所あたりの按分費用 (例)C・Dホームで計上している人件費のうちX・Y事業所を兼務している要員の按分人件費、およびC・Dホーム(または本部)で計上しているオーナーへの支払家賃のうち、X・Y事業所が負担すべき相当金額を計上する。 なお、事業所単位の按分割合は法人ごとに異なる。
	2. 法人単位で報告する場合	2. 法人単位で報告する場合
	事業所番号、法人数字に含まれる他事業の内容をもれなく報告する。(厚生労働省:2025.1介護サービス事業者経営情報データベースシステム、介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について)	

5. 「D 介護サービス事業者経営情報」の報告の注意点

損益計算書 介護事業費用「その他費用」のデータ登録を行う際の注意点

① ファイルを取り込む場合

- ・手動で修正が可能な項目は「任意」項目のみ
- ・ファイルを取り込む前に、**その他費用に「材料費(ガーゼ等衛生、給食の材料費等)・研修費・本部費(本社経費等)・車両費・営業費用(広告宣伝費等)・求人費用等」が含まれているかを確認**

② 手動で入力する場合

- ・**その他費用(必須)**には、介護事業費用のうち「給与費・業務委託費・減価償却費・水道光熱費」を除いた全ての費用を入力し、その中で内数がわかる場合は任意項目の「材料費・研修費・本部費・車両費・控除対象外消費税等負担額」を入力

『損益計算書等データ表示・編集』画面が表示され、詳細データが確認できます。

介護経営DB ⓘ メニュー ⓘ お問い合わせ ⓘ ヘルプ ⓘ ご利用条件 ⓘ ログアウト

経営情報データ登録 - 損益計算書等データ表示・編集

1. 損益計算書等データ登録 > 2. 届出対象事業所データ登録

■ 損益計算書等データ概要

損益計算書等データNo. 1 法人番号 1234567890123

会計年度 2023 会計年度開始 2023/04/01

会計基準 社会福祉法人会計基準 税込/税抜 税込

■ 損益計算書等データ詳細

区分1 (大項目)	区分2 (中項目)	区分3 (小項目)	必須・任意	備考
01: 介護事業収益			必須	0 (ゼロ) 円 登録不可
01: 介護事業収益	01: 施設介護料収益		任意	
02: 介護事業費用	05: その他費用		必須	
02: 介護事業費用	05: その他費用	01: 材料費	任意	
02: 介護事業費用	05: その他費用	01: 材料費	任意	01: 給食 材料費
02: 介護事業費用	05: その他費用	02: 研修費	任意	
02: 介護事業費用	05: その他費用	03: 本部費	任意	